

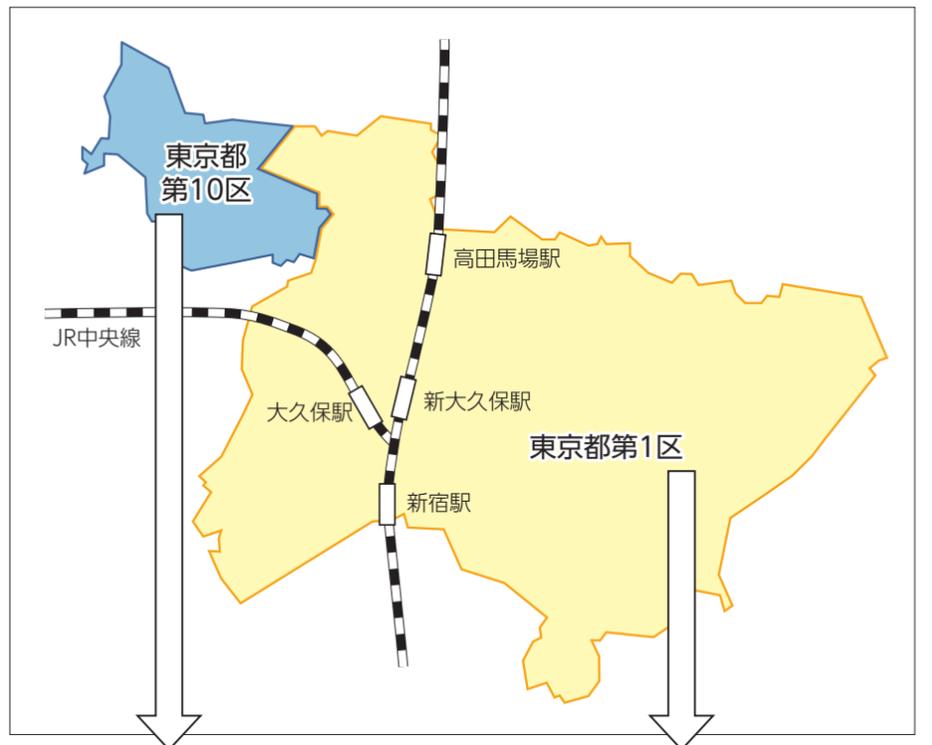
新宿区の小選挙区は「東京都第1区」と「東京都第10区」です

新宿区内の選挙区は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙の場合のみ、**東京都第1区**と**東京都第10区**に分かれます【右図参照】。ご自身が、いずれの選挙区に属するかをよくご確認のうえ、投票してください。

- 「東京都第1区」の区域にお住まいの方は、「東京都第1区」から立候補している小選挙区の候補者を選び、投票してください(「東京都第10区」の候補者は選べません)。
- 「東京都第10区」の区域にお住まいの方は、「東京都第10区」から立候補している小選挙区の候補者を選び、投票してください(「東京都第1区」の候補者は選べません)。
- ご利用いただける期日前投票所が、選挙区によって異なりますのでご注意ください。**詳しくは、下記「期日前投票のご案内」をご覧ください。

新宿区内での選挙区の分割は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙の場合のみ行われます。衆議院(比例代表選出)議員選挙や最高裁判所裁判官国民審査、その他の選挙(参議院議員選挙、東京都議会議員選挙、東京都知事選挙、新宿区議会議員選挙、新宿区長選挙)については、区内での分割は行われません。

【参考】
 ※新宿区の「第1区と第10区への分割」は、衆議院議員小選挙区の「一票の較差」解消のため、平成29年の公職選挙法改正により、同年の衆議院議員選挙から実施されています。
 ※**東京都第1区**は、新宿区の一部、港区の一部、千代田区により構成され、**東京都第10区**は、新宿区の一部・中野区の一部・練馬区の一部・豊島区の一部により構成されています。



東京都第10区の区域	東京都第1区の区域
中落合1・3・4丁目 上落合1～3丁目 西落合1～4丁目 中井1・2丁目	東京都第10区に属さない地域 (左記以外の町丁目)

◆期日前投票のご案内◆

投票日当日、仕事や旅行、用事などで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

今回の選挙では、選挙区によって、ご利用いただける期日前投票所が異なりますので、ご注意ください【右表参照】。

- 持参するものは？
投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「**期日前投票宣誓書(兼請求書)**」に**必要事項をあらかじめご記入の上、お持ちください。** ※印鑑は不要です。
 - 投票所整理券が無いと投票できませんか？
投票所整理券がまだ届いていない、紛失した等の場合は、期日前投票所に備え付けの「**期日前投票宣誓書(兼請求書)**」をご利用ください。新宿区の選挙人名簿に登録があり、投票する日現在で選挙権がある方であれば、投票できます。
 - 住所によって期日前投票所は決められていますか？
衆議院議員小選挙区の区域により異なります。**右表**をご覧ください。 (例:東京都第10区の方は、戸塚特別出張所では投票できません。)
 - 長期の出張等で期日前投票に行けない場合は？
滞在地で不在者投票をすることができます。詳しくは**4面**「滞在地・転出先での不在者投票」をご覧ください。
- ※期日前投票の時間は、いずれの期日前投票所でも**午前8時30分～午後8時**までです。

	期日前投票所	所在地	期間
東京都第1区	区役所本庁舎 地下1階	歌舞伎町1-4-1	10月20日(水)～10月30日(土)
	四谷特別出張所	内藤町87	10月24日(日)～10月30日(土)
	笹塚特別出張所	笹塚町15	
	榎町特別出張所	早稲田町85	
	若松町特別出張所	若松町12-6	
	大久保特別出張所	大久保2-12-7	
	戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
	落合第一特別出張所 1階	下落合4-6-7	
	柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
	角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

	期日前投票所	所在地	期間
東京都第10区	区役所本庁舎 6階	歌舞伎町1-4-1	10月20日(水)～10月30日(土)
	落合第一地域センター 3階 ※落合第一特別出張所と同一建物内	下落合4-6-7	10月24日(日)～10月30日(土)
	落合第二特別出張所	中落合4-17-13	

※表中の赤の太字は、変更になった期日前投票所です。ご注意ください。

◆投票の方法◆

- 投票する順序
最初に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。
- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙【あざき色】
候補者の氏名を1名のみ書きます。東京都第1区の投票所では「東京都第1区の候補者名」を、東京都第10区の投票所では「東京都第10区の候補者名」を書きます。
- 衆議院(比例代表選出)議員選挙【ピンク色】
政党等の名称を1つのみ書きます。
- 最高裁判所裁判官国民審査【うぐいす色】
投票用紙には、裁判官の氏名が印刷されています。やめさせたいと思う裁判官がいれば、氏名の上に「×」を書きます。やめさせなくてよいと思う場合は、何も書かないでください。

